

平成25年12月25日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課企画官 小 松 且 昌

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成25年12月4日（水）、5日（木）

2 被査察庁

東京地方裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課企画官 小 松 且 昌

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課専門職 三 山 裕 貴

同 経理係長 前 島 宏 明

同 用度係長 中 山 慎 一

同 監査係長 武 田 ゆき子

同 保管物係長 田 中 浩 美

同 用度係主任 君 野 孝

同 事務官 水 島 聖 美

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

東京地方裁判所

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 査察で確認した帳簿、事務記録、資料等を見る限り、概ね適正に処理されていた。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 東京地裁は特大規模庁として、様々な案件を大量に扱い、中には東京地裁ならではのものも少なくないと思われる。仕事は細分化され、各担当事務は極めて専門的になっている。一つの事務を極めるということでは絶好の環境ではあるが、各担当がタコ壺に入り込み、他の係や課が何をしているか関心を持たないようになり易いので、担当事務に限らず他の事務にも関心を持って、連携を図っていただきたい。
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 平成24年度押収物処分簿に処分終了日の記載のないものが複数あった。処分(廃棄)は完了しており、単なる記載もれとのことだが、国庫帰属した押収物の現況が把握できなくなる危険性もあるので、処分終了後は忘れず記載するよう注意されたい。
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 録音反訳(最高裁契約分)における会計課職員と裁判部職員との間の連携及び牽制体制について、本庁においては月3回(10日、20日及び末日)、立川支部においては月1回、事件部から録音反訳対象事件のデータ(MINTASのデータ、録音反訳方式利用事件一覧表)を提出させ、会計課職員において初稿受領日や完成通知日を確認した上で決裁に付しており、過誤防止のためのダブルチェック態勢が図られていることを確認した。(平成24年度最高裁会計監査・検討事項)

平成26年1月8日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

東京地方裁判所民事執行センターに対する標記の査察の結果は、別添
のとおりです。

平成25年12月24日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 加 茂 容 子

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成25年12月9日（月）

2 被査察庁

東京地方裁判所民事執行センター

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 加 茂 容 子

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課主任 田 中 年 也

同 同 眞 鍋 晶 博

同 同 横 田 和 彦

同 事務官 水 島 聖 美

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

東京地方裁判所民事執行センター

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 保管金事務について、適正に処理されており、記録も整理されていた。指示・注意・検討に該当するような指摘は特になかった。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 なし
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 なし
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 なし
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 なし

平成25年11月25日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

さいたま地裁に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成25年11月15日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 坪 谷 和 伸

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成25年10月31日（木）から11月1日（金）まで

2 被査察庁

さいたま地方裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 坪 谷 和 伸

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課保管物係長 田 中 浩 美

同 事務局会計課主任 大 滝 俊

同 同 君 野 孝

同 同 田 中 年 也

同 同 眞 鍋 晶 博

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

さいたま地方裁判所

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 いくつか指摘すべき事項はあるものの、概ね適正な事務処理が行われていた。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 なし
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 【保管金等の取扱いに関する事項】 保管金事務処理システム（以下「システム」という。）への入力漏れにより、システムから前日の当座預金入金額が正しく計上された当座預金受払日計表（以下「日計表」という。）が出力されないことを理由として、受払いをした日の翌日に日計表の検閲を受けていない日（平成24年11月9日、同月19日、同月27日、平成25年4月30日及び同年9月4日）があったことから、今後、このような場合には、システムから日計表を出力した上で必要な修正を手書きで行い、受払いをした日の翌日には必ず検閲を受けるよう指示した（下級裁判所会計事務規程第31条）。 【押収物等の取扱いに関する事項】 民事保管物について、MINTASに登録されている品目の特定が不足しているものが見受けられたことから、受入時に特定が不十分であった場合の取扱いを民事部と検討するよう依頼した。 【裁判事務用器具の管理に関する事項】 職員が誰もいない法廷の施錠状況を確認したところ、無施錠の法廷があったことから、裁判事務用器具の盗難防止のため、職員が誰もいない法廷等は必ず施錠するよう、裁判部への指導を徹底するよう注意した。
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 【裁判部と会計部門との連携に関する事項】 前回の監査で指摘事項となった起訴状概要の翻訳料の支払遅延については、翻訳人からの請求書提出後15日以内の支払いがなされ、是正が図られていたが、刑事部作成の「起訴状概要の翻訳に関する事務要領」のうち「支払日」に関する改訂が、経理課及び出納課への求意見、最高裁への照会は行われてはいるものの完成には至っていなかったため、刑事部と協力して速やかに改訂を行うよう促した。
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 なし

平成25年12月3日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

さいたま家庭裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成25年11月26日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課企画官 小 松 且 昌

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成25年10月30日（水）

2 被査察庁

さいたま家庭裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課企画官 小 松 且 昌

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局管理課課長補佐 大 金 恒 雄

同 会計課保管物係長 田 中 浩 美

同 同 経理係主任 田 中 年 也

同 同 同 大 滝 俊

同 同 用度係主任 加 藤 純

同 同 営繕係事務官 小 出 明 子

同 同 監査係主任 眞 鍋 晶 博

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

さいたま家庭裁判所

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 事務査察において点検した証拠書類等の範囲では適正に処理されていた。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 なし
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 保管金の小切手について、小切手は受取人に交付するときでなければ小切手帳から切り離してはならないが、経年により切り離された状態となっているので、処理等について日銀と相談するなどして検討されたい。
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 前回の指摘事項なし。
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 国庫帰属後処分未了の押収物が金庫に収納されていたが、処分未済物との取り違い事故も懸念されるので、担当者に金庫内での区分を行い、処分を急ぐように話した。

平成25年11月15日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

水戸地方裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成25年11月1日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局管理課課長補佐 大 澤 寛 久

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成25年10月15日（火）及び10月16日（水）

2 被査察庁

水戸地方裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 大 澤 寛 久

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 坪 谷 和 伸

同 同 監査係長 武 田 ゆき子

同 同 主任 田 中 年 也

同 同 主任 菅 原 淳

同 同 主任 田 村 久美子

同 管理課主任 三 上 裕 司

同 会計課事務官 澁 谷 友 視

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

水戸地方裁判所

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 概ね問題なく処理されている。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 3に記載の点を除き、概ね適切に処理されている。
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 (1) 録音反訳業務の検査・監督に関して、「録音反訳方式利用事件一覧表」の完成通知期限の記載に誤りのあるものがあった(特定日を除外していなかった。)。水戸地裁においては、初稿受領日又はその翌日に完成通知を行っており、完成通知が期限を経過するおそれは少ないものの、当該日付の記載等についてチェック態勢が十分とはいえない状況が見受けられたことから、チェック態勢について見直しを依頼した。 (2) 保管物(押収物、民事保管物)の月例検査において、月例検査員が現物に当たることなく検査を行っていた。検査員に対する指導等が不十分だったことに起因しており、今後は定められたマニュアルに従って検査を行うよう指示した。
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 特になし
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 特になし

平成25年11月15日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

水戸家庭裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成25年11月1日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局管理課課長補佐 大 澤 寛 久

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成25年10月17日（木）

2 被査察庁

水戸家庭裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 大 澤 寛 久

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課監査係長 武 田 ゆき子

同 同 主任 田 中 年 也

同 同 主任 菅 原 淳

同 同 主任 田 村 久美子

同 同 事務官 澁 谷 友 視

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

水戸家庭裁判所

査察の結果の要旨等	
1 総評	※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 特段問題なく執務されている。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策	※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 特になし
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容	※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 特になし
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い	※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 平成23年3月に国庫帰属通知を受けた少年保護事件の証拠物(注射器を含む13点)が処分未了であり、速やかに処分手続を進めるよう指摘がなされた件については、注射器を含むすべての処分が終了していた。その後の処分事務については、速やかに処分手続を行っており、事務の改善が窺える。
5 その他必要と認める事項	※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 特になし

平成25年11月1日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

前橋地方裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成25年10月22日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 関 俊 二

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成25年10月8日（火）及び9日（水）

2 被査察庁

前橋地方裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 関 俊 二

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課用度係長 中山 慎 一

同 主任 大 滝 俊

同 眞 鍋 晶 博

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

前橋地方裁判所

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 昨年度発覚した保管金横領事件を受けて、査察実施中に何度か確認したが、現金納付時の流れ、金庫の施錠状況、公印の管理状況などは経理係において適切に行われていた。いくつか指摘する事項はあるものの、課長を中心に保管金事務について不正防止に前向きに取り組んでおり、不正防止策の実施状況は概ね良好であった。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 昨年12月に策定された保管金事務処理における不正防止策のうち、管理職員による不定期の抜き打ちチェック・帳簿出力などが今年度当初は行われていなかった。4月に課長と補佐が異動した事情があるとはいえ、今後は、不正防止策を着実に実践し、後任者にも確実に引き継ぐよう指導した。また、不定期の抜き打ちチェックとして、帳簿、現金の確認、金庫の施錠状況、鍵の保管状況、小切手の残枚数を週1回程度チェックしているとのことであったが、昨年度発覚した保管金横領事件では公印の管理も問題となっていたので、公印の保管状況もチェックし記録化することを提案した。
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 【保管金等の取扱いに関する事項】 1 出納官吏代理が管理する期間があった出納計算書(平成25年4月から6月分)について、証明責任者の交替等があった時の付記が必要であるが、なされていない(計算証明規則第3条)。 2 小切手振出整理簿記載の残枚数が、平成25年4月22日から同年7月4日にかけて誤っていた。ただし被査察庁で発見の上、訂正処理済である。 【押収物等の取扱いに関する事項】 3 押収物等用倉庫内に設置された押収通貨、特殊物品及び貴金属等を保管する金庫について、前任者からダイヤル番号を引き継いでいないため、施錠のみで対応しているが、金庫内に保管するものは高価物又は特殊物であり、事故の対象となるおそれが多いので、一般の物より一層厳重な管理が必要とされていることから、早急にダイヤルが使用可能になるよう、修理等の対応を指示した。 4 会計帳簿に当たる押収物処分簿について、記入漏れ及び記入方法に誤りがあった。特に当該帳簿は、国庫帰属通知書を受領した時点で記入すべきものであるところ、実際に処分を実施した後に記入しているようなので、今後記入時期の見直しを図るよう求めた。併せて処分結果をKEITAS帳票に入力し忘れていることから、決裁等の中で記入漏れのチェック体制が図られるよう工夫するよう依頼した。 5 押収通貨以外に、一般の押収物についても月のはじめに月例検査を実施しているとのことだが、書面化されていないため、本当に実施されているのか確認することができない。今後担当者が変更になっても、検査内容を書面化しておくことで事務の引継に漏れがなくなるため、月例検査報告の内容を追加するよう依頼した。
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。

5 その他必要と認める事項

※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。

録音反訳事務に使用するCFカード及びSDカードについて、使用者一覧表の作成まで完了したことを確認したので、今後は各カードに管理番号等を付して各カードを特定化するとともに、使用職員が異動等した場合の取扱方法を書面化して、使用職員に周知等し、更なる物品管理に努めるよう依頼した。

平成25年10月29日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

前橋家庭裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成25年10月22日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 関 俊 二

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成25年10月10日（木）

2 被査察庁

前橋家庭裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 関 俊 二

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課主任 大 滝 俊
同 眞 鍋 晶 博

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 帳簿もきれいにわかりやすく整理され、丁寧な仕事ぶりであった。大きな遅滞はなく、良好な事務処理であった。課内ではコミュニケーションが円滑に行われており、昨年11月に策定された現金出納事務の不正防止策も実践されていたので、今後も維持するとともに後任者に確実に引き継がれたい。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 本年3月の日計表の不定期点検時に、日計表作成者不在のため作成が遅れたことがあったが、今回確認したところ、担当者不在時の態勢が確立されており、4月以降の日計表作成の遅延は見あたらなかった。
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と見料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。
【委託した業務の取扱いに関する事項】 訟廷において録音反訳の完成通知をした後で、訟廷から会計課に対し、「録音反訳方式利用事件一覧表」が引き継がれることになっており、会計課において完成通知の遅延を事前にチェックし、防止することができる態勢にはなっていなかった。部、訟廷及び会計課間の連携を密にし、完成通知前に会計課に情報が入る態勢となるよう検討を依頼した。また、業務請負業者がいつ記録媒体等を受領しているのか判然としない状況であるので、初稿提出期限がいつであるかを明確にするべく、業者が媒体等を受領した日が明確になるよう検討を依頼した。
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。

平成26年1月16日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

長野地方・家庭裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成26年1月9日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課長 原 宗 鑑

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成25年12月16日（月）及び17日（火）

2 被査察庁

長野地方・家庭裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課長 原 宗 鑑

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課保管物係長 田 中 浩 美
同 主任 落 合 則 聡

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 保管金及び保管物事務については適正に処理が行われていたことが確認された。出納官吏及び出納官吏代理とも緊張感を持って処理をしていることが、証拠資料からだけでなく、両人のヒアリングを通じて現金受入時などの行動規範が確立・実行されていることが確認できた。ただ、現在の事務処理が今後も形骸化せずに実施されるかは、意識と事務処理手順の継承（引継ぎ）にかかっている。2記載のとおり、この点についての改善が課題である。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 指摘事項ではないものの、前年度監査で指導を受けた「事務処理要領に関する資料や引継書、マニュアル等の整備」について、進展が見られない。組織的かつ計画的な取組が必要であり、着実な実行を依頼した。
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 物品管理データと現物が一致していない品目があった。物品管理簿の基礎データとなるものであるので、物品管理データの整備を実施すること。
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 1 平成23年度査察 保管金の事務に関する指摘は、いずれも是正されていた。 2 平成24年度会計監査 (1) 録音反訳契約における事務処理態勢について、管理態勢を工夫するよう指摘があったが、民事・刑事・家事の各訟廷から録音反訳予約一覧表及び録音反訳利用事件一覧表が毎月2回（10日及び25日までの分）が提出され、初稿提出期限及び完成通知期限を本庁分については会計課でも管理できるようになっていた。 (2) 4階エレベーターホールのテレビ及びビデオについては盗難防止装置がされていないとの指摘があったが、これらの設備は撤去されていた。その他の廊下部分及び待合室に設置されているテレビ及びDVDプレーヤーについては盗難防止措置が施されていた。 (3) 物品管理簿、物品管理データ及び現物に不一致が生じていたとの指摘があったが、一部の物品については、物品管理データと現物にいまだに不突合が生じている状況であり、物品管理データの整備が完了していない状況であった。
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。
特になし

平成25年12月13日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

新潟地方裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成25年11月27日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 関 俊 二

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成25年11月13日（水）から11月14日（木）

2 被査察庁

新潟地方裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 関 俊 二

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課管理係長 多 田 裕 彦

同 用度係長 中 山 慎 一

同 主任 落 合 則 聡

同 主任 田 村 久美子

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。
課内で連携を取りながら、概ね円滑な事務を進めている。 例えば、経理係が、委員手当支給の過誤防止のために総務課が実施している事務の内容についても把握するなど、他部署との連携が取れている様子がうかがわれた。 また、現金出納の取扱いなどを意識し、これまでの事務を再点検し、その問題意識を会計担当職員間で共有しなければならないところ、家裁と合同で、管内支部等の会計担当職員を集めて、事務打合せや研修を実施するなどして、その周知徹底をはかるなど前向きに取り組んでいた。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。
特になし
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。
特になし
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。
特になし
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。
特になし

平成25年12月13日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

新潟家庭裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成25年11月27日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 関 俊 二

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成25年11月12日（火）

2 被査察庁

新潟家庭裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 関 俊 二

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課管理係長 多 田 裕 彦

同 主任 落 合 則 聡

同 主任 田 村 久美子

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 概ね良好で、丁寧な事務処理がされていた。課として根拠を踏まえた仕事をするよう意識しつつ、単に先例を踏襲することなく事務の見直しの検討をするなど、前向きな姿勢が見受けられた。また、課内のコミュニケーションは円滑に行われており、事務局や裁判部とも連携がはかられている様子が見られた。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 特になし
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と見料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 特になし
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 特になし
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 特になし

東京高裁会第526号

(会ろ-08)

平成26年3月31日

最高裁判所事務総局経理局長 殿

東京高等裁判所長官 山 崎 敏 充

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて

(昭和61年6月30日付け総三第15号に基づく報告)

標記の結果は、下記のとおりです。

記

第1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査 察 事 務 担 当 者 等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
平成 25.12.4 ～12.5	東京地方裁判所	会計課企画官	小 松 且 昌	6 人
平成 25.12.9	東京地方裁判所 民事執行センター	会計課課長補佐	加 茂 容 子	4 人
平成 25.10.31 ～11.1	さいたま地方裁判所	会計課課長補佐	坪 谷 和 伸	5 人
平成 25.10.30	さいたま家庭裁判所	会計課企画官	小 松 且 昌	5 人
平成 25.10.15 ～10.16	水戸地方裁判所	管理課課長補佐	大 澤 寛 久	4 人
平成 25.10.17	水戸家庭裁判所	管理課課長補佐	大 澤 寛 久	4 人
平成 25.10.8 ～10.9	前橋地方裁判所	会計課課長補佐	関 俊 二	3 人
平成 25.10.10	前橋家庭裁判所	会計課課長補佐	関 俊 二	2 人
平成 25.12.16 ～12.17	長野地方・家庭裁判 所	会計課長	原 宗 鑑	2 人
平成 25.11.13 ～11.14	新潟地方裁判所	会計課課長補佐	関 俊 二	4 人

平成 25.11.12	新潟家庭裁判所	会計課課長補佐	関 俊 二	3 人
-------------	---------	---------	-------	-----

第 2 査察事項

1 保管金等の取扱いに関する事項

- (1) 保管金事務処理システムを利用した保管金の取扱いに関する事項
- (2) M I N T A S を利用した保管金の取扱いに関する事項

2 押収物等の取扱いに関する事項

- (1) K E I T A S を利用した押収物の受入等に関する事項
- (2) M I N T A S を利用した民事保管物の受入等に関する事項

3 裁判事務用器具の管理に関する事項

- (1) 通信傍受パソコンやデジタル録音機等備品の管理に関する事項
- (2) 指紋認証つき U S B メモリや C F カード等電磁的記録媒体の管理に関する事項

4 委託した業務の取扱いに関する事項

- (1) 録音反訳等の検査・監督に関する事項
- (2) 保管金から支払う M I N T A S 後納郵便料や官報公告料等の支払遅延防止に関する事項

5 裁判部と会計部門との連携に関する事項

第 3 査察結果

別添の「査察の結果の要旨等」のとおり